

審　　査　　基　　準

平成19年7月25日作成

法　　令　　名：警備業法

根　　拠　　条　　項：第23条第5項において準用する第22条第6項

処　　分　　の　　概　　要：合格証明書の再交付

原権者（委任先）：山口県公安委員会

法　　令　　の　　定　　め：

警備員等の検定等に関する規則第15条第3項、第4項、第5項（合格証明書の再交付の申請）

審　　査　　基　　準：

標準処理期間：14日

申　　請　　先：警察署生活安全課（係）

問い合わせ先：山口県警察本部生活安全企画課又は警察署生活安全課（係）

備　　考：